

入札参加資格及び入札条件

1 【入札参加資格】

- (1) ①鳥取県競争入札参加資格名簿に登録のある者
②官公庁等から①に準ずる資格を発行されている者
- (2) ①この契約の公開日から入札日（再度提出を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
②官公庁等から①に類する措置を受けていない者であること。
- (3) 鳥取県内に本・支店をもつ者。

(1) については①、②のいずれか、(2) については①及び②のいずれの条件も満たす者を、入札参加資格者とする。

2 【事前提出物の提出について】

次の書類を令和7年9月22日（月）正午までに3の（2）の場所に、郵送又は持参により各1部提出すること。

- (1) 入札参加資格確認書（別紙様式1）
- (2) 1の（1）を証するもの

※同等品で入札する場合は仕様書に従い承認を得ること。

事前提出物を審査し、適合した業者のみ入札に参加できる。

なお、審査結果は令和7年9月24日（水）までに通知する。

3 【入札等】

(1) 入札日時

日時 令和7年9月26日（金）10時30分 即時開札

場所 伏野つばさ園 鳥取市伏野2259-43

(2) 入札及び契約の手続に関する問合せ先

鳥取市伏野2259番地43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局（担当：中原）

電話 0857-59-6033

4 【入札条件】

- (1) 入札書には、記載する金額は、仕様書に示す機器一式の借入費用、導入設定・設置費用及び導入から5年間の保守費用並びにソフトウェア等の購入費用、導入設定費並びに導入後5年間の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用（HDD、SSDのデータ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。）の合計を60で除して得た1月当たりの単価とすること。

なお、契約に当たっては、契約申込金額（課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10%とする。

- (2) 入札書は別紙様式2のとおりとする。
- (3) 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は、初回を含めて3回までとする。ただし、2回目入札において入札者が1者のみであった場合は、2回までとする場合がある。

- (5) 再度入札を行う場合において、前回の最低入札額以上の入札額を記載した者は失格とする。

5 【無効条件】

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 2の書類を提出していない者の入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、委任状（別紙様式3）を提出していない入札。
なお、委任状の提出は入札当日とする。
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に際し不正の行為があった者の入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

6 【その他の注意事項】

- (1) 入札書の宛先は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 中山貴雄」とすること。
- (2) 郵便又は信書便による入札は認めない。
- (3) 入札書の提出後、仕様書等の内容の不明確を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札終了後、落札者が免税業者の場合は、免税業者である旨を記載した届出書を提出すること。
- (5) 入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入したときはこれに押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることはできない。

7 【落札者の決定方法】

この契約を履行することができると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

8 【保証金の納付】

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額に12を乗じてえた額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。（ただし、過去5年間に地方公共団体等又は当法人において、同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、この限りではない。）

一 契約の保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 履行保証保険契約の締結

9 契約書作成の要否

要

(様式第 1 号)

入札参加資格確認書

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

理 事 長 中山 貴雄 様

案件名称：パソコン賃貸借に係る競争入札

- 1 当社は、令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（もしくはこれに準ずる資格）を有するとともに、その業種区分【物品の借入／事務用機器／パソコン類】に登録もしくはこれと同等の官公庁等から発行された資格に登録されている者であります。
- 2 当社は、この入札に係る公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日（再度入札（見積り）を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
同様に他の官公庁からもこれに類する措置を受けていません。
- 3 当社は鳥取県内に本・支店を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

㊞

（作成責任者）
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

(別紙様式2)

入 札 書 (第 回)

社会福祉法人鳥取県厚生事業団
理事長 中山貴雄 様

仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者
住所
(代理人の場合は自宅住所)
商号又は名称

代表者又は代理人氏名



契約名	1 月当たりの単価 金 額 (円)
パソコン賃貸借契約	円

備考 入札金額は、算用数字で記載すること。
記載する金額は、仕様書に示す機器一式の借入費用、導入設定・設置費用及び導入から5年間の保守費用並びにソフトウェア等の購入費用、導入設定費並びに導入後5年間の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用（HDD、SSDのデータ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。）の合計を60で除して得た1月当たりの単価とすること。
代理人が入札者である場合は、入札者の欄は必ず代理人の氏名、住所（代理人の自宅）を記名押印すること。

(別紙様式3)

令和 年 月 日

委任状

社会福祉法人鳥取県厚生事業団
理 事 長 中山 貴雄 様

委任者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、社会福祉法人鳥取県厚生事業団との間における「パソコン賃貸借に係る競争入札」の下記の一切の権限を委任します。

記

委任事項

1 入札に関する一切の権限

受任者

住所（自宅住所）

氏名

受任者の使用する印鑑

（入札には当該印鑑を持参してください）



パソコン等賃貸借仕様書

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 業務名

パソコン等賃貸借

2 納入期限及び賃貸借期間

納入期限 令和7年12月22日（月）

賃貸借期間 納入完了日の翌日から5年間

3 借入物品等の名称及び数量

借入物品 ノートパソコン 215台

《参考品番 富士通 LIFEBOOK A5513/R》

借入物品 デスクトップパソコン 49台

《参考品番 富士通 ESPRIMO G6014/R》

4 仕様の詳細

別紙1のとおり

※同等品での応札を希望する者は令和7年9月22日（月）までにカタログ等（別表1の仕様を満たすことを証明できるもの）により同等品の承認を得ること。

5 納入場所及び数量

別紙2のとおり

なお、納入場所の詳細な設置箇所については、別途指示する。

6 保守

別紙3のとおり

7 一般事項

（1）権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者（以下「事業団」という。）の承認を得た場合は、この限りではない。

（2）資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を事業団に返還し、又は事業団の指示に従った処置を行うものとする。

（3）かし担保責任

本業務の検査完了後、かしが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受注者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、事業団がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、事業団は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し事業団又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらの蓄積、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することがないように努めなければならない。また、受託業務を処理するために知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。(8)の規定により受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合も同様とする。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は、事業団の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 事業団は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本契約にかかる契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

(9) 調査等

事業団は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

受注者は、納入を完了したときは、速やかに納入完了報告書を事業団に提出し、事業団の検査を受けるものとする。

(11) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(12) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

(13) 賃貸借機器に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、賃貸借機器に損害保険を付保するものとする。

(14) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、事業団と受注者とが協議して定めるものとする。

仕 様 の 詳 細

1 利用形態及び機種選定条件

- (1) Microsoft Windows11 Pro が動作する国際標準の A T 互換機
- (2) ノート P C 及びデスクトップ P C については、導入されている基幹系及び業務系ソフト及び O A ソフトを同時に使用してもストレスなく動作すること。

2 対象機器

別表 1 のとおり。

なお、ハードウェアについては、日本国内で製造されたものに限る。

※同等品での応札を希望する者は令和 7 年 9 月 2 2 日までにカタログ等（別表 1 の仕様を満たすことを証明できるもの）により同等品の承認を得ること。

3 設定・導入等作業

(1) 導入及び設定

端末を利用できるよう次の設定を行うこと。

- ①別紙 2 で示す施設にパソコン等を搬入し、ネットワーク及びユーザー権限等の設定を行うこと。なお、設定の際に、事業団が提供及び指定する情報は以下のとおりとする。

パソコン設置場所、パソコン使用予定者名、ワークグループ名、I P アドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、優先 D N S サーバアドレス、代替 D N S サーバアドレス、コンピュータ名、Administrator パスワード、利用者ログイン I D、利用者ログインパスワード

- ②Microsoft Office は納品時点で最新のサービスパック等で導入すること。（デジタルアタッチ版のライセンス認証を行うこと）
- ③漢字変換システムは Microsoft IME を標準とすること。
- ④使用場所に設置の既存プリンター及び複合機から印刷できるように設定すること。
- ⑤ゲームソフト（Windows 標準含む。）は、全てアンインストールした上で納品すること。
- ⑥導入するパソコン全てに、事業団がライセンスを保有するウィルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）を導入すること。
- ⑦Adobe 社の AcrobatReaderDC の最新版をインストールすること。
- ⑧最新バージョンの Windows media player を使えるように設定すること。ただし、光学ドライブを搭載する場合に限る。
- ⑨ハード、O S 及び各ソフトウェアに付属する取扱説明書は、P D F 等のファイルにしてパソコンの S S D ドライブに格納するなど、可能な限りペーパーレスに努めること。
- ⑩Windows 1 1 Pro の Windows Update 自動更新を有効に設定すること。
ただし、Version については納入時に協議するものとする。

- ⑪導入、設定及び登録等の詳細な内容については、事業団の指示において行うこと。
- ⑫メーカー標準のリカバリディスクを付属すること。もしくは、リカバリディスク又はリカバリ用USBメモリを作成し付属すること。

(2) 設置

- ①別紙2に示す施設に3(1)の設定が完了した状態で配置すること。
- ②機器には受注者が機体を管理するためのシールを貼り付け、当該シールにはコールセンター及び利用上の注意事項を明示すること。
- ③受注者は機体を管理する台帳を整備し、事業団及び受注者の双方が台帳を確認できる環境を整備すること。

(3) 契約終了時の新機器等の取扱い

今回整備する新規機器等については、借入期間満了後又は契約が解除された後、速やかに事業団が指定する場所で、回収した新規機器等のSSDドライブの消去を次のとおり行うこと。

なお、機器の取り外し、SSDドライブの消去及び撤去に要する経費は受注者が負担すること。

- ①Secure Erase方式に準拠すること。
- ②消去のためのソフトは受注者が準備する。ただし、あらかじめ消去ソフトの機能等について、事業団の確認を受けるものとする。
- ③消去作業場所は、事業団が準備する事業団施設の会議室等とし、指定場所以外に対象機種を持ち出して本業務を行ってはならない。
- ④留意点
 - ア 本作業の実施に当たっては、事業団の指示に従うこと。
 - イ 受注者は、本作業の実施中において、対象機種の盗難、紛失、劣化、対象機種からの情報漏えいが発生しないように対象機種を厳重に管理すること。
 - ウ 受注者は、本作業以外で対象機種に保存されている情報に接触してはならない。
 - エ 受注者は、データ消去を試みた結果、SSDドライブの物理的破損等の理由によりデータ消去できないパソコンを確認した場合は、速やかに事業団に連絡すること。
 - オ 万が一、紛失、破損した場合は速やかに事業団に連絡すること。

⑤報告及び検査

受注者は、データ消去を完了したときは、速やかに対象機種の型式、シリアルナンバー、データ消去を実施した者の氏名及びデータ消去を完了した日時を記載したリストを添付した報告書を事業団に提出し、確認を受けるものとする。

【別表 1】

機種別仕様詳細

仕様	ノートパソコン	デスクトップパソコン
数量（計：264台）	215台	49台
参考品番※	富士通 LIFEBOOK A5513/R	富士通 ESPRIMO G6014/R
本体	質量2.0kg程度	本体寸法 40(W)×165(D)×150(H)mm程度 質量 1.0kg程度
OS	Microsoft Windows 11 Pro (64bit)	同左
ソフトウェア	Microsoft Office Home&Business 2024	同左
CPU	インテルCore5-120Uプロセッサ 相当以上	インテルCorei5-13400プロセッサ 相当以上
メモリ	8GB	同左
記憶装置容量	SSD 256GB（暗号化機能を有すること）	同左
DVDドライブ	光学ドライブの有無を問わない	同左
ディスプレイ	15.6型非光沢。本体と一体型であること。	－
画面解像度／色数	フルHD（1920×1080ドット）、最大1677万色	－
WEBカメラ	92万画素。本体内蔵。	－
キーボード	109日本語キーボード又は108日本語キーボード	同左
マウス	光学式USBマウス	同左
ネットワーク	有線LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠＋ 無線LAN IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠 Microsoft Windows 11 Pro対応、本体内蔵 Bluetooth V5.3準拠	有線LAN 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠＋ 無線LAN IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠 Microsoft Windows 11 Pro対応、本体内蔵 Bluetooth V5.3準拠
USB	Type A：USB 3.2×3 Type C：USB 3.2×1	同左
外部ディスプレイコネクタ	USB（TypeC）×1 アナログRGB×1 HDMI出力端子×1	HDMI出力端子×2 ただし、1つはDisplayPort（音声出力対応）に代えることを認める。 USB（TypeC）×1
省エネルギー対応等	国際エネルギースタープログラムの基準の適合	同左
その他	①PCのバッテリー交換は技術者を伴わない事。 （事業団で簡単に交換出来る仕様の事） ②本体内蔵のポインティングデバイス（マウスと同様の機能）を装備していること。 ③SSD内の領域を区切る方法については、事業団から契約締結後別途指示するとおりにすること。	①SSD内の領域を区切る方法については、事業団から契約締結後別途指示するとおりにすること。

※同等品での応札も可とするので、参加希望者は令和7年9月22日までにカタログ等により同等品の承認を得ること。

納入場所及び数量

施設名	所在地	ノートパソコン	デスクトップ パソコン
事務局(本部)	鳥取市伏野2259番地43	3	13
鹿野かちみ園	鳥取市鹿野町今市1078	16	5
鹿野第二かちみ園	鳥取市鹿野町寺内102	18	2
すずかけ	鳥取市鹿野町今市1550	6	2
皆生やまと園	米子市皆生新田二丁目3-1	6	2
えがお	西伯郡南部町阿賀413番7	7	0
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町光吉9-2	9	0
伏野つばさ園	鳥取市伏野2259-43	33	1
障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	14	4
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目113-1	15	0
地域支援総合センター	鳥取市伏野2259-17	10	8
さかいみなとホーム	境港市外江町2072	5	0
母来寮	東伯郡湯梨浜町上浅津70-1	13	4
ふしの白寿苑	鳥取市伏野1771番地36	18	1
いこいの杜	鳥取市湖山町西3丁目113-1	15	6
認知症グループホームくつろぎ	鳥取市伏野2259-17	2	0
湯梨浜はごろも苑	東伯郡湯梨浜町上浅津407	4	0
皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3-1	21	1
数量計		215	49
主な仕様 詳細は別表1において示す	OS	Windows11Pro (64bit)	Windows11Pro (64bit)
	Office	Home&Business	Home&Business
	CPU	Core i5以上	Core i5以上
	メモリ	8GB以上	8GB以上
	記憶容量	SSD 256GB以上	SSD 256GB以上
	液晶ディスプレイ	15.6型 FHD 非光沢	—
	WEBカメラ	要	—

保 守

1 保守受付時間

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、その他法令に定める休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 保守サービスの内容

機器の修理及び交換並びにハードウェアドライバ等の修正プログラムの適用時における不具合への対応とする。

3 保守サービス方法

- (1) 受注者は必要に応じて機器の設置場所へ技術員を派遣させること。なお、障害連絡を受けてから 2 時間以内に事業団又は各施設担当者の指定する場所に到着すること。また、障害復旧時間は機器交換を含めて 4 時間程度を目安とすること。
- (2) 保守形態はオンサイト（現地修理、現地交換）とすることとし、止むを得ない場合には代替機貸し出しの持ち帰り修理も可とする。
- (3) 持ち帰りによる修理をした場合において、修理後は事業団又は各施設担当者の指定する場所に設置すること。
- (4) 故障等により、ハードディスクの初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストール、設定）に設定すること。なお、可能な限りユーザーデータを復元すること。
- (5) 導入時同等品のファームウェアが機能向上された場合（BIOS のファームウェアアップデート等）には無償で提供すること。ただし、ハードウェアの追加又は更新を伴う場合についてはこの限りでない。

4 その他

- (1) マウス、ノート PC のバッテリー等の保守は不要とする。（初期不良を除く。）
- (2) デスクトップパソコン及びノートパソコンの本体一式（AC アダプターを含む。）は保守範囲とする。
- (3) 新規機器等について隠れた瑕疵があった場合は、責任を持って対応すること。
- (4) 新規機器等のソフトウェア及びハードウェアの障害に対し、迅速に対応できる者が複数名勤務し、かつ、常時連絡が取れる体制にあること。
- (5) 今回整備する借入物品については動産保険に加入すること。なお、保険の適用範囲は、少なくとも以下の事由による障害等を保障するものとする。
 - ① 通常の使用での過失による事故（水ぬれなど）
 - ② 事業団職員による運搬中の事故（落下、盗難など）
 - ③ 火災
- (6) 故障時の対応は、事業団及び基幹系及び業務系ソフト管理保守業務受託業者の指示に迅速に従うこと。
- (7) 導入後に発生する事業団からの問合せ（機器使用に関する問合せ及び修正プログラム適用に関する問合せ等）に責任を持って対応すること。